

令和3年10月8日（金）午前9時30分より、10月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町役場2階協議会室にて開催した。

- | | |
|----|--|
| 議題 | 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可） |
| | 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可） |
| | 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について（推進機構） |
| | 議案第4号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について |
| | 議案第5号 あっせん申し出について |
| | 議案第6号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について |
| | 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について |
| | その他 |

次回農業委員会開催期日 (予定) 令和3年11月10日（水）午前9時30分より

【出席委員】 1番 森田和範 2番 棚町泰 3番 平田信継 4番 實藤正敏
5番 白石和雄 6番 久保満 7番 井手国春 8番 矢野等司
9番 佐田敏弘 10番 樋口安子 11番 柳繁彰
12番 秋吉馨 13番 花田由美子 14番 渡邊芳治 15番 山見良一
16番 黒岩末義 17番 平田利雄 18番 河野政之 19番 松本清美

事務局 佐々木 大輔 野口 福恵 辻 清人

議長 柳 本日の議事録署名人は3番、4番の方お願いします。

事務局 佐々木 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名3番、4番）

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について（県許可）

●●氏 外1名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第5条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（委員会許可）

●●氏 外1名より、農地の所有権移転が農地法第3条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転について

議案第4号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について

議案第5号 あっせん申し出について

議案第6号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第1号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条1番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は通路・露天資材置場・露天駐車場になります。

申請地の床島地区は中央の宅地で分断されており、東側は農地の広がりがあるため第1種農地判断となります。西側は橋の所と渡った先に宅地があり、分断されているとみなされ、農地の集団性は10ha未満となるため、第2種農地判断となります。今回は西側になりますので、農地区分は第2種農地になります。雨水は南側の溜柵から既存の側溝に放流される計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロックを新設されます。資金計画、見積書等は確認しております。なお、申請日が現農業委員の改選前になりますので、前回の担当委員さんが確認しております。そのため、事前に事務局から前担当委員さんに意見等確認をしております。前担当委員さんの意見は特にないことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

18番 河野委員 床島地区は静かな集落だと思います。そこにダンプで砂利を運んだりすることで問題が生じませんでしょうか。隣接する住民の方の理解は得られているのでしょうか。このような転用がなされる場合、ほとんどが行政書士の方がポスティングをするだけで、個別に詳しい説明がなされていないと思われます。これからそこに住んで長い付き合いをしていくのであれば、トラブルが起きないようにきちんと説明するようご指導お願いしたいと思います。

事務局 佐々木 転用申請をするにあたっては、地元の区長さんとは必ず話をされているかと思われます。周囲の住民の方がどのようにお考えになるかも当然大事かとは思いますが、農業委員会としては、転用されるにあたり、水路や周りの農地に影響がないかということを基準に判断していただけたらと思います。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。

6番 久保委員 転用目的の露天資材置場についてですが、宅地と一緒に借りられるみたいですが、これは永久に使われるものですか。

事務局 辻 賃貸借契約期間は5年となっています。

6番 久保委員 その期間を過ぎて農地以外で使い続けたらそれは違反転用となるのですか。

事務局 野口 一度転用して地目が変わってしまうと農地に戻す必要はなくなります。そのため、一旦農地から外れてしまうと農業委員会で審議できなくなってしまいます。資材置場などは注意が必要で、最初資材置場として利用してその後すぐに宅地に変わってしまっているパターンなどもあります。

議長 柳 農業委員会では近い将来が見えるときがあります。転用した後に他の目的の事を考えているなど分かる時もあります。しかし、将来的な事に関しては色々と言う事はできないので、農地転用に関しては、その農地を変える時点の申請内容での判断をお願いします。他に皆さんから意見などありませんでしょうか。なければ採決を採

らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第1号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第1号 農地法第5条2番申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は建売住宅5戸になります。

申請地は、10ha以上の広がりのある農地になりますので第1種農地判断となります。雨水はU型側溝を新設し、北側の道路側溝に放流する計画です。上下水道は北側の道路に埋設されており既存の管に接続する計画です。被害防除措置としてはコンクリートブロック及びL型擁壁を新設される計画です。資金計画、見積書等は確認しております。前担当委員さんの意見は特にないとのことです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

17番 平田委員 既存の側溝に雨水を流して問題ないのでしょうか。最近の豪雨のことを考えると、農地から住宅地に変わってしまうことで、雨水の負荷に耐えられるのか心配です。

事務局 野口 こちらの開発については、面積が1,000m²を超えておりますので、町の開発審査がなされることになります。雨水排水等に関しては建設課が協議をし、問題があれば樹の大きさを変えることや、排水先の変更など指示しております。

議長 柳 我々は農地を変えてよいかということを判断しますので、開発に関しては農業委員会としては意見を言うことくらいになります。雨水に関しての排水量は、一定の雨水が想定される場合は、どれくらいの排水先の確保が必要などの基準が県の方で決められていますので、そちらを遵守されることになるかと思います。

10番 樋口委員 農業委員会としての意見は建設課に伝えていただけるようお願いします。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

それでは、議案第2号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号1番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑2筆890m²の贈与となっています。所有者と申請者は親子になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第2号2番の説明をお願いします。

<事務局 議案第2号2番 農地法第3条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 畑2筆561m²の売買で25,245円となっています。持分10分の9の所有者が残りの10分の1を買い取るものです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第3号1番の説明をお願いします。

<事務局 議案第3号 農用地利用集積計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 田1筆728m²の売買で720,000円になります。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第4号の説明をお願いします。

<事務局 議案第4号 令和3年度大刀洗町農地利用集積計画（案）（11月分）について説明>

事務局 野口 基盤強化法による11月1日開始の利用権設定になります。表の見方については、「k」が期間借地、「n」が新規、「r」が再設定、数字が年数になります。ご自身の担当地区の農地についてはよく確認していただけるようお願いします。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。申請どおり許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、議案第5号の説明をお願いします。

<事務局 議案第5号 あっせん申し出の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 野口 1番については①347m²の田②329m²の田③164m²の田④321m²の田⑤275m²の田⑥305m²の畠⑦274m²の畠⑧476m²の田⑨306m²の田⑩93m²の田の貸借希望です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。あっせん委員は住所近くということで矢野委員と實藤委員と秋吉委員の3名にお願いします。続きまして、2番の説明をお願いします。

事務局 野口 2番については町内全域の水没しない箇所で1,000m²未満であれば借入で野菜を耕作したい。5,000m²以上であれば買入で果樹を耕作したいという申し出になります。現在は家庭菜園をしており、これから本格的に農業を始めてみたいと考えられているそうです。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

18番 川野委員 菊池校区では農地がありません。あってもすぐ転用されてしまいます。

議長 柳 あっせん委員は居住地ということで松本委員と河野委員の2名にお願いします。1番のあっせんの話をしてみるなど、他の校区とも連携してあたっていただけたらと思います。続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 大刀洗町農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正について説明>

事務局 野口 農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、大刀洗町農業委員会の農地の利用の最適化に関する指針を改正するものです。3年毎の農業委員会改選時に取り組みを検証し、必要に応じて数値目標の見直しを行うこととなっています。①遊休農地3年後の解消面積3.3ha ②担い手への3年後の農地利用集積目標891ha ③新規参入3年後の促進について3経営体が今回の見直し後の数値になります。第5次大刀洗町総合計画の政策目標を達成するために現状から目標数値を設定しています。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。それでは委員さんに質問します。事務局からの提案に関して許可相当と思われる方は举手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。続きまして、報告第1号の説明をお願いします。

<事務局 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について説明>

議長 柳 以上のように解約があっておりませんので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。

それではこれで全ての議事の審議を終わります。